



行政の 焦点

平成20年3月1日に、

労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法が施行され、平成25年4月1日には改正労働契約法の施行による「無期転換ルール」により、平成30年度には、多くの労働者に無期転換申込権が発生することになります。

厚生労働省では、無期転換ルール等の周知啓発のため、一般労働者・事業主向けセミナーの実施を主な内容とする「働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルール」の定着」事業を、昨年度に引き続き平成27年度も実施しています。

【定着事業の概要】

1、働き方・休み方改

働き方・休み方改善に向けた労働時間等のルールの定着事業について

す。

このような状況の下、平成20年3月に労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法が施行されたところであり、紛争が防止され、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されています。

労働契約法等の労働法令については、これまでの取組みにより、一定の

れ、労働者の保護が図られるよう、平成27年度においても引き続き、労働者・中小事業主等に対し、労働契約法等の周知・啓発を図ることとし、その場合、入社前後におけるトラブルに対処するためにも、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施します。

セミナー事業を開催します。なお、本年度は、一般労働者・事業主向け労働契約等解説セミナー（全国47都道府県において各県1〜4回）、中小零細企業等が多数所属する団体等の依頼により開催したり、傘下の中小零細企業主を主な対象としたセミナー（全国で10箇所程度）及び前記以外の個別の団体・組織からの要望に応じて、無料で講師を派遣するセミナー（全国で5回開催）を実施します。

善に向けた労働時間等のルールの定着の趣旨

近年、産業構造の変化が進む中で、ホワイトカラー労働者の増加、就業形態・就業意識の多様化、少子化の進展など、雇用・労働関係を取り巻く状況が変化し、労働条件の小グループ化や労働条件の変更の増加が見られ、労働条件の引き下げ等に係る紛争が増加していま

周知は図られてきたものであるが、依然として、非正規労働者の解雇・雇止めや正規労働者の労働条件の変更、退職勧奨などの事例が多数見られ、民事上の個別労働紛争も

平成25年度比で2・8%減少したものの、引き続き高水準で発生（平成26年度23・8万件）しています。個別労働紛争が防止さ

2、事業内容

労働契約法や労働基準法等の労働関係法令について、労働者等に対し、研修テキストに基づき、

3、事業の実施方法

本事業は、東京海上日動リスクコンサルティン グ株式会社 に委託して実施します。

会員事業場専用無料相談ダイヤル

「企業の労働110番」

電話 (052)

96117110

企業の労働なんでも110番

FAX (052)

96119635

メールアドレス

roumu@meihokurouki.or.jp